

監査公表第28号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年3月22日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

第1 監査種別

定例監査・行政監査

第2 監査の対象

建設部

用地開発課、都市計画課、土木課、土木課道路政策推進室

第3 監査に当たった監査委員

原 義弘、中西宏彰

第4 監査の期間

令和6年1月30日～令和6年3月19日

第5 監査の方法

令和5年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る今年度を実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、現地査察を実施した。

第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

建設部

【用地開発課、都市計画課、土木課、土木課道路政策推進室】

意見

- 1 建設部には、専門知識と経験を積んだ職員が欠かせない。関係部署とも協力しながら、人材育成ができる体制づくりを進めていただきたい。
- 2 建設部で管理されている施設の多くが老朽化し、その維持管理が問題となっている。関係部署との連携を密にして、対策に取り組んでいただきたい。